新たな雇用対策の仕組み～ハローワークの地方移管～

地方が国のハローワークを活用

地方版ハローワークの創設

法律上の「協定」
（都道府県・市町村内の全ハローワークに効力）

厚生労働省
都道府県労働局

（国の）ハローワーク

データベース

ハローワーク特区に限らず全国的に実施

ハローワーク特区における「指示」と同等の知事の権限

法律上の関与

対応した措置

従わない場合の
大臣への申し立て

国の支援（研修、人事交流、
地方の雇用対策事業への財政支援）

法律に基づく情報のオンライン提供
雇用保険の認定等の実施

都道府県

市町村

従来の「一体的実施」を法律上の「協定」の中に位置付け、継続・拡充

地方版ハローワーク

国と同列の公的な無料職業紹介
（国への届出・監督の廃止）

- 企業誘致
- 大量離職者対策
- UIJターン対策
- 生活困窮者等対策
- 女性対策
- 障害者対策
- 若者対策

「利用者の視点に立っての
一体的サービス」の提供

別紙3